

6. 運転手育成支援事業支援金①

書類のやり取りは県と

1. 概要

新たに運転手（運転手となる見込みの者を含む）を採用し、6か月以上継続して雇用する事業者に対し、人材育成に係る支援金を支給

2. 事業内容

(1) 支給要件

次のすべてを満たすこと

① 令和8年4月1日以降に、新たに運転手（見込）を採用

② 6か月以上継続して雇用

③ 県内の本社又は営業所に勤務

④ 運転手（見込）は事業者には雇用された日時点において、二種免許を有していないこと

※事業者が対象者を雇用することを前提に、雇用前に事業者の負担により、運転手が二種免許を取得した場合は、④の限りではない。

※事業者が運転手を雇用した日までの直近1年間に、運転手が県外から県内に転居した場合は、④の限りではない。（ただし、この間に、県内の乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者での勤務経験がある場合は対象外）。

(2) 支給額

新規雇用者1人あたり20万円

6. 運転手育成支援事業支援金②

書類のやり取りは県と

3. 手続き

随時募集
(雇用後)

審査

継続して6か月雇用

6か月経過後

① (事業者⇒県) 事業計画書の提出

<必要な書類>

- ・事業計画書 (様式1)
- ・雇用を前提として、雇用前に事業者の負担により、運転手が二種免許を取得した場合は、事業者が負担したことを証明する書類の写し
- ・支払先口座が確認できる書類の写し

② (県⇒事業者) 事業計画の認定

変更が生じたら変更承認申請書の提出

<必要な書類>

- ・変更承認申請書 (様式2)

③ (事業者⇒県) 交付申請書兼実績報告書の提出

<必要な書類>

- ・交付申請書兼実績報告書 (様式3)

④ (県⇒事業者) 確定通知書 & 支払い